

【 注射 】

466 インターフェロン製剤(スミフェロン注DS300万IU・フェロン注射用100万・ペガシス皮下注90 μ g等)(自己免疫性肝炎等)の算定について

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するインターフェロン製剤(スミフェロン注DS300万IU・フェロン注射用100万・ペガシス皮下注90 μ g等)の算定は、原則として認められない。

- (1) アルコール性肝炎
- (2) 自己免疫性肝炎
- (3) C型非代償性肝硬変
- (4) C型慢性肝炎に肝不全を伴う場合

○ 取扱いを作成した根拠等

スミフェロン注DS300万IU及びフェロン注射用100万の添付文書の効能・効果には「C型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善」、「C型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」と、また、ペガシス皮下注90 μ gの添付文書の効能・効果には「C型慢性肝炎におけるウイルス血症の改善」と記載されている。

これらの医薬品は、C型肝炎ウイルスを原因とするC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変の治療薬であることから、アルコール性肝炎や自己免疫性肝炎の傷病名に対する算定は適応外である。また、肝硬変は状態により、「代償性」と「非代償性」に分けられるが、肝機能を代償することができない状態まで進行した非代償性の場合や、肝不全を伴う場合での投与の有用性は期待できないと考える。

以上のことから、上記(1)から(4)の傷病名に対するインターフェロン製剤(スミフェロン注DS300万IU・フェロン注射用100万・ペガシス皮下注90 μ g等)投与は、原則として認められないと判断した。